

令和2年5月28日

学生、教員 各位

福島学院大学
学長 桜田 葉子

面接授業再開に向けてのガイドライン【6月1日以降】

面接授業への段階的移行・再開に向けて、文部科学省高等教育局高等教育企画課から示されているガイドラインにもとづき、6月1日以降、段階的に面接授業を実施します。面接授業再開に向けてのガイドラインは以下の通りです。

○大学全体：一般的な感染予防策(接触・飛沫感染防止策)の徹底

1. 十分な対人距離の確保
2. 水と石けんによる手洗いの徹底
3. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置・マスクの着用(教職員、学生等及び入場者に対する周知)
4. 施設の換気(実験等の性質も考慮しつつ、換気設備を適切に運転する、2つの窓を同時に開けるなど)
5. 施設(ドアノブ・エレベータボタン等)の消毒・症状(発熱や風邪症状等)のある方の入場制限(検温の積極的実施、体調不良時の出勤回避、個人情報の取扱に十分注意しながら入場者等の名簿を適正に管理)

加えて、学生、教員から新型コロナウイルスへの感染が疑われる状況報告があった場合、連絡直後からの経緯を詳細に記録し、感染などが発生した場合の保健所などへの協力体制を準備します。

以上の大学全体のガイドラインに基づき、学生および教員へのガイドラインは次の通りです。

〇6月1日以降の学生へのガイドライン

1. 当面、登校前に必ず体温をチェックし記録してください。
2. 発熱など体調不良が認められたときは登校しないこととします。
3. 登校開始後1週間は、入校前に体温チェック報告をおこない、未検温の場合はその場で検温してください。(宮代：本館1階、駅前：1階入口)
4. 大学施設(校舎)、教室に入る前のアルコール消毒を徹底します。
5. 教室内での社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)の確保に留意してください。(隣り合わせに座らない)
6. 学生同士の教科書や筆記用具の貸し借りは極力控えてください。
7. 登下校時、休み時間、食堂、トイレなどで並ぶときには社会的距離(ソーシャル・ディスタンス)を確保してください。
8. キーボードやピアノなどの直接接触した器具は、消毒液などで各自清掃を徹底してください。
9. 密集した会話を避けてください。
10. 必ずマスクを着用してください。
11. こまめな手洗いを心がけてください。

下線項目については、とくに徹底するようにしてください。

不安なこと、不明なことについては、登校前、登校後に学生支援課に連絡することとしてください。

※登校前、登校後に体調不良が確認された場合は以下の通りとします。

- ・必ず学生支援課に連絡し、看護師資格を持つ職員の指示に従ってください。
→ 自分で判断しないこと
- ・新型コロナウイルス感染の疑い、さらにPCR検査で陽性と判断された場合は、当該学生は「欠席」とはせず、学長の判断の下「出席停止」とします。
- ・新型コロナウイルスへの感染による欠席があった場合、課題研究や個別の補講などで授業週の確保を行います。

〇6月1日以降の教員へのガイドライン

1. 大学全体の感染防止ガイドラインをしっかりと確認してください。
2. 緊急事態宣言継の場合、遠隔授業をおこなうこととしてください。
3. 登校前に必ず体温計をチェックし記録してください。
4. 発熱など体調不良が認められたときは登校しない→速やかに休講手続きをとり、下記の※の通り対応してください。
5. 大学施設（校舎）、教室に入る前のアルコール消毒を徹底してください。
6. 教室内では学生との社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保し、対面で会話しないこととしてください。
7. 講師控え室でも社会的距離（ソーシャル・ディスタンス）を確保し、対面で会話しないこととしてください。
8. 密集した会話を避けてください。
9. 常時マスクを着用してください。
10. こまめな手洗いを心がけてください。
11. 緊急事態宣言や感染拡大に対する警告が再度発出された場合、大学のBCP（事業継続計画）に沿って対応することとします。
下線項目については、とくに徹底してください。

※出校前、出校後、授業中に体調不良が確認された場合は以下の通りとします。

1. 速やかに教務課に連絡し、看護師資格を持つ職員の指示に従ってください。
2. 当該教員、または連絡を受けた看護資格を有する職員は、授業実施学科の学科長、または学科主任、両者が不在の場合は学生主任に、当該教員が発熱など体調不良を訴えたため、授業を中断したことを連絡してください。

以上